

担い手のための基盤整備！

令和7年度～令和11年度
期間限定！

事業工期は最大3年間

大区画化等 加速化支援事業

農地の大区画化・集約化を支援します！

作業効率UP!コスト削減・生産性向上!

こんなお悩みありませんか？

- ✓ あぜが多く作業効率が悪い
- ✓ 大型機械が入りにくい
- ✓ 担い手へ集積したい



対象工事を **定額** で支援します！

事業概要	
事業実施主体	農業者等 市町村 土地改良区など
実施区域	地域計画策定区域 ※生産緑地等の例外あり
事業工期	最大 3 年間 (事業は令和7～11年度まで)

定額支援！ 助成単価（通常） ※下記は代表的なもの		
工 種	区 分	助成単価
区画拡大 (必須)	畦畔除去のみ	4万円/100m 【4万円/100m】
	高低差10cm以下 表土扱いなし	7万円/10a 【6万円/10a】
	高低差10cm超え 表土扱いあり	27.5万円/10a 【20万円/10a】
暗渠排水等、区画拡大と併せて行える整備あり		

【 】は施工の全てを農業者施工で行う場合の助成単価

加算措置でさらに支援！（重複不可）

1ha以上に 「大区画化」 助成単価： 約1.32倍！	1ha以上に 「集約化」 助成単価： 約1.2倍！
---	---

実施要件 農地の区画拡大を実施すること

こんな要件はありません！

☐ 事業費要件	なし
☐ 受益面積要件	なし
☐ 集積・集約要件	なし
☐ 農地中間管理権の設定	必須ではありません

相談から事業完了まで、協議会がサポートします！

国への申請は
協議会が行います！

事業の流れ	事業実施主体	富山県大区画化等推進協議会	国
①相談	協議会へ相談	相談・制度説明、 申請に向けたサポート	
②事業申請	採択申請書等の提出	申請書類の確認、取りまとめ	
③採択	採択通知を受領	地区採択通知書の交付 事業実施計画等の提出	
④交付申請	地区交付申請書の提出	申請書類の確認、取りまとめ 交付申請書の提出	交付決定 通知
⑤交付決定	交付決定通知を受領	地区交付決定の通知	
⑥事業実施	事業着手		
⑦達成状況報告	達成状況報告	報告書類の確認、取りまとめ 達成状況を報告	

○申請にあたっての注意事項【重要】

対象区域：農振農用地区域のうち、地域計画の策定区域内であること（**白地農地は対象外**）

他事業との重複不可：国営事業や県営事業の事業計画がある農地は申請できません。

過去事業：過去**8年以内**に同種の事業を実施している農地は申請不可（補助金適正化法に基づく）

転用禁止（返還規定）：事業完了後、**8年以内に農地が転用された場合、交付金の返還**となります。

着手のタイミング：**必ず国の交付決定を受けてから**事業着手してください（事前着手は対象外）

○交付にあたっての必要書類（実績報告）

定額単価との比較を行い交付額を決定するため、以下の書類の提出が**必須**となります。

☐ 工事した工種毎に 数量が把握できる資料	☐ 機械や人の作業時間が分かる 日報
☐ 工事の 前・中・後の状況が分かる写真	☐ 資材やリース機械等の各種 領収書
☐ 面積等がわかるほ場の 平面図	☐ 外注した場合は、 請け書および契約書

※工種によっては、上記書類のほかに別途追加で必要な書類提出を求める場合があります。



まずは、お気軽に各地域の土地改良区や協議会へご相談ください！

このほか、土地改良区、新川・富山・高岡・砺波農林振興センター、市町村等の各地域の事業関係者とも連携を図って事業を推進します

お問い合わせ・ご相談



富山県大区画化等推進協議会

事務局：富山県土地改良事業団体連合会内

〒939-8214 富山市黒崎17

TEL：076-424-3380 FAX：076-424-3332

HP：<https://www.tym-midori.net/daikukaku>



協議会HP



ホームページ内のお問い合わせフォームからもご相談ください。